職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第６－1885号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第６－45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（初任給基準を異にする異動） **第19条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、一般職員給与条例第10条及び第11条並びに市町村立学校職員給与条例第９条及び第10条の規定にかかわらず、異動後の職員の職に従前から在職しているものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し<u>第22条</u>の規定により決定するものとする。 （給料表の適用を異にする異動） **第20条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第２項の規定に準じて<u>第22条</u>の規定により決定するものとする。 **附　則** １・２　（略） <u>３　一般職員給与条例附則第17項若しくは第18項又は市町村立学校職員給与条例附則第９項若しくは第10項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた職員に対しては、その旨を通知するものとする。</u>	（初任給基準を異にする異動） **第19条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、一般職員給与条例第10条及び第11条並びに市町村立学校職員給与条例第９条及び第10条の規定にかかわらず、異動後の職員の職に従前から在職しているものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮し<u>第22条第１項</u>の規定により決定するものとする。 （給料表の適用を異にする異動） **第20条**　（略） ２　前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第２項の規定に準じて<u>第22条第１項</u>の規定により決定するものとする。 **附　則** １・２　（略）

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。